

## 国立大学法人九州大学監事候補者選考規則

令和5年度九大規則第9号

制定：令和5年9月29日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第12条第8項の規定に基づき、文部科学大臣が行う国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）の監事の任命に際して、文部科学省が求めるところにより、本学から次期の監事候補者を推薦するため、当該監事候補者の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(推薦)

第2条 総長は、次条に規定する国立大学法人九州大学監事候補者選考会議の議を経て、文部科学大臣に監事候補者を推薦するものとする。

(選考会議)

第3条 本学における監事に求める役割、人物像等（以下「求める人物像等」という。）を踏まえ、透明性のあるプロセスによって監事候補者の選考を行うため、本学に国立大学法人九州大学監事候補者選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。

(審議事項)

第4条 選考会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 求める人物像等の策定に関すること。
  - (2) 前号に規定する求める人物像等を踏まえた、監事候補者の選考に関すること。
  - (3) その他監事候補者の選考に関し選考会議が必要と認めた事項
- 2 前号に掲げる事項に係る手続きその他の必要な事項に関する基準については、選考会議において定める。

(組織)

第5条 選考会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総長
- (2) 総長が指名する理事 2人
- (3) 総長が委嘱する学外有識者 2人

(議長)

第6条 選考会議に議長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 議長は、選考会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(定足数)

第7条 選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(議決)

第8条 選考会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。ただし、特に必要があると認める場合は、別に定めるところにより、議事を決するものとする。

(意見の聴取)

第9条 議長が必要と認めたときは、選考会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、選考会議において知り得た情報を他に漏らしてはいけない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第11条 選考会議の事務は、人事部人事企画課の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、監事候補者の選考に関し必要な事項は、選考会議において別に定めることができる。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。